

## 第13講 博物館と学芸員の倫理規定

### 1. 倫理規定とは 音声ファイル1 keiei2020\_13-9.mp3

#### 1) 倫理規定は自己規範

倫理とは「人として守るべき道。道徳。モラル」（デジタル大辞林）である。特定の職業の倫理規定とは、その職業人として守るべき道徳、自己規範であり、本来は法令や規則の上につく。法律や規則が外からの規制であり、文章で表現された内容がすべてであるが、倫理規定は文面を理解して自ら内容を定めていく。「守るべき内容」であるが、それに忠実であろうとすれば攻める態度も時に必要になる。

倫理規定は活動などの実践の仕方を定め誘導する。結果として定義を実現していく。

#### 2) 他の専門職の倫理規定

##### (1) 図書館

博物館や学芸員より活発に議論され、内容も明確である。図書館は知る権利を保障する具体的な方法であり、読書はその人の思想や良心を表すものである。よって本の利用履歴は秘密にする必要がある。図書を選択は教育の目的である「人格の完成」（教育基本法第1条）をめざすものであり、時の政権や経済界の都合に左右されてはならない、という決意が表されている。戦前の意見表出の不自由や検閲に対する反省も加わっている。

図書館の自由に関する宣言 日本図書館協会 1954採択1979改訂 keiei2020\_13-2.pdf

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>

図書館員の倫理綱領 日本図書館協会 1980.6.4総会決議 keiei2020\_13-3.pdf

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/233/Default.aspx>

Professional Codes of Ethics for Librarians <https://www.ifla.org/faife/professional-codes-of-ethics-for-librarians>

International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA) 2012採択

日本語訳：IFLA倫理綱領 <https://www.ifla.org/files/assets/faife/codesofethics/japanesecodeofethicsfull.pdf>

##### (2) 教師（学校教諭）

教師の倫理綱領（日教組：日本教職員組合 1952） [http://www.7key.jp/data/law/kyoushi\\_rinrikouryou2.html](http://www.7key.jp/data/law/kyoushi_rinrikouryou2.html)

日教組はいわゆる左翼思想（資本家大企業は悪で敵、教育は政治や経済から独立すべき）が強く、保守派や経済界から見れば非現実的な目標を掲げていた。現在では加入率が2割程度と低下し、影響力は少なくなってきている。国際的にはユネスコの勧告がある。いずれも高等教育機関の教員は対象外。

教員の地位に関する勧告（ユネスコ 1966） <https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387153.htm>

##### (3) 医師

人の命を左右する医師には特に高い倫理観が求められる。金銭や好き嫌い、思想などにより命の選別が生じることは許さないという決意表明。古代ギリシアに起源を求める「ヒポクラテスの誓い」が著名である。日本語訳は『鯨の話』で有名な小川鼎三の訳がよく知られる（中公新書『医学の歴史』（小川1964）に掲載、下の訳文）。

日本医師会は別に60ページ余りの「医師の職業倫理指針（第3版2016年 日本医師会）」を定めている。

[http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20161012\\_2.pdf](http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20161012_2.pdf)

ヒポクラテスの誓い：医師の倫理規定

医神アポロン、アスクレピオス、ヒギエイア、パナケイアおよびすべての男神と女神に誓う、私の能力と判断にしたがってこの誓いと約束を守ることを。この術を私に教えた人をわが親のごとく敬い、わが財を分かって、その必要あるとき助ける。その子孫を私自身の兄弟のごとくみて、彼らが学ぶことを欲すれば報酬なしにこの術

を教える。そして書きものや講義その他あらゆる方法で私の持つ医術の知識をわが息子、わが師の息子、また医の規則にもとずき約束と誓いで結ばれている弟子どもに分かち与え、それ以外の誰にも与えない。○私は能力と判断の限り患者に利益すると思う養生法をとり、悪くて有害と知る方法を決してとらない。○頼まれても死に導くような薬を与えない。それを覚らせることもしない。同様に婦人を流産に導く道具を与えない。○純粹と神聖をもってわが生涯を貫き、わが術を行う。○結石を切りだすことは神かけてしない。それを業とするものに委せる。○いかなる患者を訪れるときもそれはただ病者を利益するためであり、あらゆる勝手な戯れや墮落の行いを避ける。女と男、自由人と奴隷のちがいを考慮しない。○医に関する否とにかかわらず他人の生活について秘密を守る。○この誓いを守りつづける限り、私は、いつも医術の実施を楽しみつつ生きてすべての人から尊敬されるであろう。もしこの誓いを破るならばその反対の運命をたまわりたい。

金沢医科大学ウェブサイト <http://www.kanazawa-med.ac.jp/information/material.html> より

## 2. ICOMとUNESCOの勧告

### 1) 博物館倫理規定 ICOM Code of Ethics for Museums

1986年に採択、現行は2004年改訂版の「ICOM Code of Ethics for Museums, 2004」。ICOM日本委員会が和訳版を出している「イコム職業倫理規程 2004年10月改訂（イコム日本委員会訳）」 [keiei2020\\_13-4.pdf](#)。

セクションは下のとおり。 <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/48d4e8f5473f46597746298504dc3510.pdf>

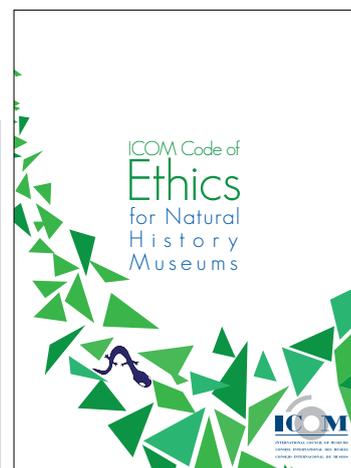
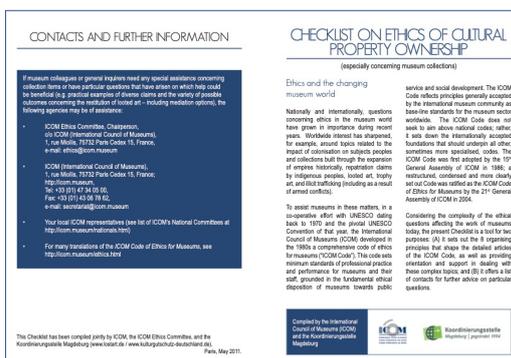
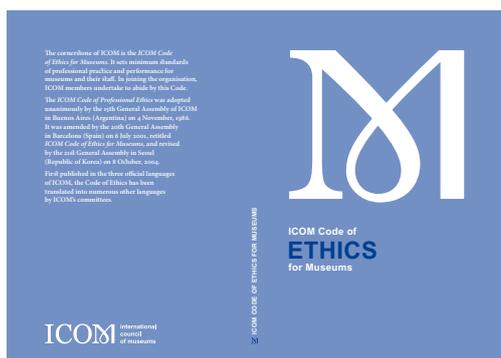
1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解釈し、促進する
2. コレクションを信託を受けて保有する博物館は社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである
3. 博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ
4. 博物館は自然および文化遺産を鑑賞し、楽しみ、理解し、管理する機会を提供する
5. 博物館の資源は他の公的サービスや利益の機会を提供する
6. 所蔵品が由来する、もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとに行う博物館の業務
7. 博物館は法律に従って事業を行う
8. 博物館は専門的に事業を行う

ICOMによるとICOM博物館倫理規定とは、

- ・「専門職や博物館と職員の仕事の最低基準 minimum standards」
- ・国際的な博物館共同体（コミュニティ）が受け入れている基本理念を反映したもの
- ・ICOMに入会したメンバーは倫理規定の遵守を同意したとみなす
- ・各国の博物館界（コミュニティ）が独自に倫理規定を制定することを期待する、というもの。

加えてICOMは自然史博物館の倫理規定、文化資産所蔵機関のチェックリスト

を定めている。 <https://icom.museum/en/resources/standards-guidelines/code-of-ethics/>



ICOMの倫理規定のpdf 左：博物館倫理規定、中：文化資産所蔵機関のチェックリスト、右：自然史博物館の倫理規定  
<https://icom.museum/en/resources/standards-guidelines/code-of-ethics/>

## 2) 日本の倫理規定 [音声ファイル2 keiei2020\\_13-10.mp3](#)

日本国内では独自の博物館に関する倫理規定は長年なく、2012年になって日本博物館協会（2012）「博物館の原則・博物館関係者の行動規範」が示された。 [keiei2020\\_13-5.pdf](#) 青字はICOMの倫理規定のセクション見出しに明記されていない項目。

<https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/e8f3d72f8ea7f1b211b614b3925964fb.pdf> 713 KB

博物館の原則 財団法人 日本博物館協会 平成24（2012）年7月1日制定

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、尊重する。

続いて「博物館関係者の行動規範」が記される。「博物館の原則」に対応した内容が10項目であり、「原則」の繰り返しの内容である。その後、行動規範の各項目について、解説として参照文献や条文が述べられる。

内容は、博物館法の内容を取り入れ、この20年にわたる博物館運営の議論や2012年の法改正に向けた議論も反映している。日本博物館協会では「原則」と「行動規範」は、「学芸員をはじめとする関係者が共有すべき基本事項」とするが、どういう位置なのか、最低基準なのか目標かは不明である。なお、ICOMの博物館倫理規定は「世界中どこでも利用できる最低基準を提供するもの」である。

日本の現実では、倫理規定を振りかざして学芸員が自分の仕事内容を守っていくことはできそうにない。倫理規定は、正義である。アメリカ合衆国憲法も正義であり人の上にたつ。たとえ大統領といえども憲法に反する指示を出した場合、アメリカ国軍は憲法に照らして従わないという。原理原則を定めた文書より目の前の上司の発言が優先される状況では、倫理規定は実効性を持たず本来それを守り攻めの道具として使うはずの人からも軽視される。

倫理規定は理想である。仕事に悩んだときに立ち返る場所でもある。

## 3) UNESCOの博物館に関する勧告

### 1960年勧告

Recommendation concerning the Most Effective Means of Rendering Museums Accessible to Everyone 14 December 1960 [http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=13063&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13063&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

日本語版「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」（文部省による仮訳）

<https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/UNESCOreport2015.pdf>

### 2015年勧告

Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society Paris, 17 November 2015 pdfへのリンク <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000246331>

日本語版「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」(ICOM日本委員会訳) <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/UNESCOreport2015.pdf>

#### 【参考ページと文献】

ユネスコの勧告一覧(文部科学省日本ユネスコ国内委員会) <http://www.mext.go.jp/unesco/009/004.htm>

ICOM日本委員会の報告書リンクページ <https://icomjapan.org/report/>

栗原裕司・林菜央ら(2019)ユネスコと博物館 栗原氏は文化庁の博物館行政のエース、林氏は2015年勧告のとりまとめ担当者

### 3. 博物館と学芸員の給与と待遇 **音声ファイル3 keiei2020\_13-11.mp3**

#### 1) 給与実態

実例や統計から具体的な数字を出しているページ。

学芸員の地位を向上させるためのしごと【コラムリレー07 第32回】 | 集まれ!北海道の学芸員

会計年度任用職員は手取り月収13万円 <http://www.hk-curators.jp/archives/5161>

飼育員の年収【水族館飼育員・動物園飼育員】や年齢別・都道府県別年収推移、口コミ年収 | 平均年収.jp

平均年収は268万円、給料17万円、最大年収600万円 <https://heikinnenshu.jp/pet/shiikuin.html>

学芸員が明かす仕事の本音 ~年収や給料、転職・就職の実態は?~

平均年収は300-400万円。これは正職員以外(安定性に星が少ない人)を多数含む。 <http://honne.biz/job/gb100/>

#### 2) 賃金の位置付け

自治体の学芸員

賃金は正職員か嘱託職員か会計年度任用職員(昨年度までの臨時職員)で大きく違う。(昨年度までの)臨時職員は親元から通うことが前提の賃金、嘱託職員は定年退職後の職員で現役時代の半額?程度など。「親元から通う」の意味は、高校新卒で賃金に家賃を含まないということ。上記の13万円でも、田舎で寮や住宅が無料か非常に安価で提供されれば新卒独身ならやっていける。

網走市の給与「職員の平均給与月額、初任給等の状況」 **keiei2020\_13-6.pdf**

<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/030shisei/030jouhoukoukai/020teiinn/files/H31-2.shokuinheikinkyuuyo.pdf>

学芸員は県や指定都市では研究職、小規模自治体では行政職となり、平均的な給与が得られ、昇級もする。

自治体の飼育員

自治体の飼育職員、動物園の飼育員は学芸員とは異なり労務職の扱いで、給与表は高校卒業者を想定し昇級も少ない。つまり、ゴミ収集員、終末処理場作業員と同等で専門職員としての扱いではない場合が多い。札幌市も同様で、大卒者は飼育員になれなかった(将来飼育員になる試験区分では受験できなかった)。大卒者で動物園に勤めるのは獣医職だった。飼育個体の連続事故死などにより改定され、2017(平成29)年4月採用者から、動物専門員という新たな職(採用区分)を設け、大卒者または高卒者以上で日動水加盟館園での実務経験2年以上という条件で募集をおこなっている。全国的な状況については知らない。

「動物専門員」の新設および採用について <https://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikumi/documents/doubutusenmonin.pdf>

民間の飼育員

水族館の飼育員の給料が安いというのは、初任給ではない。初任給に関しては高卒または大卒の公務員と同等であることが多い。問題は昇級がわずかであること。よって長年にわたる勤務はつらくなり退職する。すると若者を採用する。年功序列の賃金体系の場合、若者は低賃金が当たり前であり、夢が叶ったこともあり、安く働いてくれるという循環。

具体的な賃金の金額を知ることは難しい。聞いた条件として、立地地方の同規模の事業所の賃金水準に合わせるという基準がある。地方の小規模事業所であれば、地方公務員より安くなる。

#### 4. 労働者の権利を守る

##### 1) 厚生労働省

現在の専門高校や大学など卒業後は就労するステージにいる生徒や学生が、労働者の権利や雇用者の義務を学ぶ機会は少ない。それよりも採用される条件、採用側に気に入られる姿を身に付けることを教えている。現実には法令違反の職場や慣行があり、権利主張をすることで不利益が解消される場合もある。生徒学生気分の延長での不要な振る舞いは避けたい。



たとえば、有給休暇を取るときは、理由を言わなくてよい。事由欄は「私事用務」でよい。逆に会社は聞いてはいけない。労働者の権利を守る役所は厚生労働省で、地方出先機関は労働基準監督署、近郊では北見にある

「知って役立つ労働法」 [keiei2020\\_13-7.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000044295.pdf) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)  
労働基準関係情報メール窓口

法令違反情報の収集が目的。個別の相談には応じない

確かめよう労働条件：労働条件に関する総合情報サイト | 厚生労働省 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

Q&Aなど自主学习向けのサイト。自分の置かれた条件について知ることができる

○「労働条件相談ほっとライン」に電話 0120-811-610 [ここが具体的事案の相談の窓口](#)

##### 2) 労働組合

厚生労働省によると労働組合は「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持・改善や経済的地位の向上を目的として組織する団体」である。労働組合は、労働者が複数人集えば自由に結成することが可能。職場の課題を解消するための方法と考えればよい。

労働組合 / 労働委員会 | 厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouseisaku/roudoukumiai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/roudoukumiai/index.html)

歴史的には個別の労働組合が全国組織に属し、全国組織が政党との結びつきを強めて労働者の権利擁護とは遊離した政治的な主張をしたり、集票機関となってきた事実もある。また働き方について、個人の自由より組合としての統制を重んじたため、疎まれることもあった。現在、組織率（労働組合に加盟する人の割合）は1970年代までは3割以上あったが、2019年現在は17%に低下している。ただしパートタイム労働者の推定組織率は年々上昇し2019年で8.1%となった。

図1-1 労働組合組織率、組合員数 | 早わかり グラフでみる長期労働統計 | 労働政策研究・研修機構 (JILPT) [https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0701\\_01.html](https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0701_01.html)

日本の労働組合は会社ごとにつくられる企業別組合が中心である。専門職員が会社の枠を超えてつくる例は少ない。学芸員や飼育員の職業別組合、博物館や動物園水族館の産業別組合は存在しない。そもそも民営の水族館や動物園では労働組合が存在しないことも多い。そして日本博物館協会、日本動物園水族館協会のような全国レベルの協議会、都道府県の協議会でも給与に関して公式に話し合うことは皆無である。

待遇改善や仕事内容の向上にも労働組合は必要な方法である。上手く使っていきたい。

##### 3) ILO

ILOとは労働者の権利保護の国際機関、国際労働機関 (International Labour Organization: ILO) の略称である。日本は非批准の条約が多く、人権が十分に守られているとは言い難い。直接の影響は無いが、外国人労働者や技能実習生への処遇についても日本は人権団体から非難的となっている。飼育員の低賃金にもつながる。

国際労働機関 Wikipedia <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E5%8A%B4%E5%83%8D%E6%A9%9F%E9%96%A2>

#### 4) 個人事業主（業務委託や請負）の場合

アニメーター

世界的な名声とは裏腹に、アニメーションの作画現場は「やりがい搾取」の代表例となっている。そこに画期的な実体調査がおこなわれ報告書が発行された。

「アニメーション制作者実態調査報告書2019」 <http://www.janica.jp/survey/survey2019Report.pdf> 3.2 MB

アニメーターは労働者（＝被雇用者＝給与所得者）でない場合が多い、つまり個人事業主として会社と契約して仕事をしている。その場合、労働者を守る法令は適用されない。「知って役立つ労働法」36p.

一人親方 [ひとりおやかた]

建設現場で個人事業主として働く「一人親方」の権利保護と安全対策が問題となっている。法的には労働者ではないため、労働者保護の法令が適用されず、労働者であれば労使折半 [ろうしせっぱん、雇用者と被用者が半額づつ支払う] の社会保険（健康保険と年金など）も自己加入、しかも保証が低い制度への加入となる。雇用保険にも入れず、失業給付が受けられない。一人親方のなかには雇用者を独立させたような偽装も見られた。そこで形式的には事業主であっても、実態として労働者である場合は労働者として処遇することが指導されている。

一人親方 Wikipedia <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%80%E4%BA%BA%E8%A6%AA%E6%96%B9>

#### 5) その他

一人親方が特に問題となったのは、危険な職場であり、怪我や病気で就労が困難になるという構造からであった。ところで最も危険な職業職種は何だろうか。それは、どうやって知る、計測するのだろうか。ひとつの答えは労災保険の保険料率である。危険な職ほど掛け金が高くなる。最も高いのは鉱業、次いで隧道（トンネル）事業と林業がほぼ横並び、続いて採石業、漁業（定置、海面養殖）となっている。

現行の労災保険料率 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000198405.pdf>

おまけ

近年は自然災害が続出し、とりわけ豪雨の被害が目立つ。2019年の台風では神奈川県の川崎市民ミュージアムの収蔵庫が水没するという事態を招いた。その経過と反省の資料が公開されている。

川崎市：市民ミュージアム 収蔵品レスキューについて <https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000122172.html>

「令和元年東日本台風から1年－川崎市市民ミュージアム被災収蔵品レスキュー活動の記録－」 [keiei2020\\_13-8.pdf](https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000122/122172/houkokusyo.pdf) は読んでおきたい。

来年度の授業について

例年とは異なる内容ですので、ここに記しておきます

##### 1. 授業

講義が2回あります。評価済みですが、博物館情報メディア論の対面授業が2回あります。内容はウェブページの作成です。3年生の授業に参加する形態を予定しています。

##### 2. 館園実習

館園実習の準備を早いうちから進めて下さい。今年度は中止した館園が多く、その分、来年度は希望者が増加します。受け入れが先着順の場合もあります。

相談や質問は随時受け付けます。まずはメールをください。

##### 3. 履修登録

博物館実習の履修登録は全員が必要です。今年度の評価は全員Fになります。

再履修が必要な科目も忘れずに登録してください。